

下院司法委員会、「営業秘密保護法案(Trade Secrets Protection Act of 2014)」
(H.R. 5233)を可決

2014年9月19日
JETRO NY 知財部
今村、丸岡

下院司法委員会(委員長; Bob Goodlatte(バージニア州選出、共和党))は9月17日、営業秘密保護法案「Trade Secrets Protection Act(H.R. 5233)」¹のマークアップ(逐条審査)を行ない、同法案を通過させた。

同法案は、18 U.S. C 1836(Civil proceedings to enjoin violations) 及びその関連条文を改正し、営業秘密の不正取得に対する連邦民事訴訟の提起を認めるとともに、司法省に対して、米国外での営業秘密の窃盗に関連する研究・報告を義務付けるというもの。

米国における営業秘密保護に関しては、連邦法レベルでは1996年に制定された経済スパイ法(Economic Espionage Act: EEA)であるが、現行の経済スパイ法は刑法であるため、営業秘密の不正取得があった場合、提訴人は連邦政府に限定されている。

しかしながら、連邦政府機関のリソース不足の問題で、営業秘密の不正取得に関する対応が十分でなく、さらに、被告の罪を罰することはできるものの、被害者救済が十分でないという問題がある。他方、州法(統一営業秘密法(Uniform Trade Secrets Act))では、民事的救済が可能であるものの、それぞれの州毎のルールを理解し、対応することが必要なため、企業にとって大きな負担となっている。このことは、5月に開催された公聴会にてEli Lillyの副社長兼知財責任者のDouglas K. Norman氏が証言²しており、また、元USPTO長官のDavid Kappos氏も「米国企業の競争力を保護するために、営業秘密関連法を連邦レベルで制定すべきである」ということを述べている³。

今回の、マークアップでは、George Holding議員(ノースカロライナ州選出、共和党)とZoe Lofgren議員(カリフォルニア州選出、民主党)が補正案をそれぞれ1本提出した。

Holding議員の補正案は、①不適切な手段で営業秘密を取得した者またはその共謀者が差押えの対象でない限り、差押え命令を発行できない点を明確にする。②第三者により公開されたコンテンツに対するウェブサイト管理者の免責を本法案が制限することはないことを明確化する。③米国外での営業秘密の窃盗に関連する研究・報告を義務付ける。といった内容を含むもので、当該補正案は承認された。他方、統一営業秘密法でも規定されていない一方的差押え(ex-parte seizure)を法案から削除するというLofgren議員

¹ 法案(pdf)

² <http://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/05-13-14NormanTestimony.pdf>

³ <http://thehill.com/blogs/congress-blog/technology/210848-trade-secrets-promise-of-federal-protection-brings-new-hope>

の補正案は、本法案の根幹を変更することになり法案の趣旨に合わないとの理由で否決された。

営業秘密保護法案「Trade Secrets Protection Act (H.R. 5233)」に おいて規定されている項目の概要は以下の通り。

- ・州間および国外での取引において、使用もしくは使用の意志がある製品やサービスに関連している営業秘密の不正流用による被害を受けた営業秘密の所有者は、民事訴訟を提起することができる。
- ・宣誓書もしくは法律に規定された要件に基づき、裁判所は、民事訴訟における必要な証拠の保全のため、もしくは、営業秘密の流出の恐れがある場合に、一方的な差し押さえをすることができる。
- ・営業秘密の流出による実質的な損害に対して損害賠償等を請求することができる。
- ・連邦地方裁判所がこれを管轄する。

本法案は今後下院本会議にて審議することとなるが、Goodlatte同委員会委員長は、「本法案の下院本会議での採決は、11月以降になるだろう」と述べている。また、上院においても、営業秘密関連法案「Defend Trade Secrets Act of 2014 (S. 2267)⁴」が上程されているが、今後のスケジュールは未定である。

以上

⁴ [法案\(pdf\)](#)

(参考) 下院司法委員会「2014年営業秘密保護法案 (H.R. 5233) のマークアップ」

概要

米国下院司法委員会は9月17日、2014年営業秘密保護法案 (H.R. 5233) のマークアップを開催した。本議事録では、H.R. 5233「2014年営業秘密保護法案 (Trade Secrets Protection Act of 2014)」のマークアップ (逐条審査) が行われた。マークアップにおいて発言した議員は以下の通り。

- ・ Bob Goodlatte 議員 (バージニア州選出、共和党) 議長
- ・ George Holding 議員 (ノースカロライナ州選出、共和党)
- ・ Jerry Nadler 議員 (ニューヨーク州選出、民主党)
- ・ Tom Marino 議員 (ペンシルバニア州選出、共和党)
- ・ Raul Labrador 議員 (アイダホ州選出、共和党)
- ・ Doug Collins 議員 (ジョージア州選出、共和党)
- ・ Zoe Lofgren 議員 (カリフォルニア州選出、民主党)
- ・ Hank Johnson 議員 (ジョージア州選出、民主党)
- ・ Hakeem Jeffries 議員 (ニューヨーク州選出、民主党)

マークアップでは、2014年営業秘密保護法案 (Trade Secrets Protection Act of 2014) に対する補正案が提出され、その審議及び採決が行われた。その後、同法案が、発声投票で可決されている。審議・採決された補正案は以下の通りである。

補正案	補正案番号	提出議員	採択結果
同法案に対する補正案 1		Holding 議員	発声投票で可決
同法案に対する補正案 2		Lofgren 議員	発声投票で否決

<開会の辞>

Goodlatte 議長：本日、2014年営業秘密保護法案 (H.R. 5233) のマークアップを実施する。同法案は連邦の営業秘密保護法を適度に強化するもので、営業秘密の悪用に対する連邦民事救済措置を設立することで、米国企業は海外エージェントや経済スパイ活動に従事する者による営業秘密の窃盗から知的財産を守ることが可能となる。また本法案は、米国の競争力、雇用創出、経済を促進する。

米国の革新的な企業の知的財産ポートフォリオにおいて、営業秘密は独特の場所を占めている。営業秘密には機密の方式、製造技術、顧客リストなどが含まれるが、特許のように登録や公式に審査を受けたものではないため、合法的な方法での営業秘密の発見には限りがない。その一方で、不適切・違法な手段での営業秘密の取得などの悪用から営業秘密を保護する措置がある。悪用は、従業員が競合相手に計画を売ったり、海外エージェントがサーバーにハッキングしたりするなど、様々な形で行われる。

大半の州では、統一営業秘密法 (Uniform Trade Secrets Act) を州法の基礎としているが、連邦政府では経済スパイ法 (Economic Espionage Act) を通し、営業秘密を保護している。本委員会では第112回議会において、営業秘密の保護改善を目的とした法案成立を支援した。そして今日、本

委員会では営業秘密法の改善に向け一歩踏み出し、知的財産分野における我々の取り組みに基づいて進める。

Nadler 議員：本法案のマークアップ開催に感謝する。本法案は、営業秘密の悪用に対する連邦民事救済措置を設立するように経済スパイ法を修正するものである。

本法案の共同提案者であることは誇りであり、私は Holding 議員の補正案を支持する。営業秘密は所有権を持つ企業情報であり、存在すること、秘密であることから価値が生じ、米国企業の情報ポートフォリオの訳 3 分の 2 を占める。米国企業が所有する営業秘密の価値は 5 兆ドルに及び、そのうち約 3,000 億ドルが毎年盗まれている。

超党派の本法案は、営業秘密保護法が米国の発明家や企業をより堅固に保護するものである。我々は、既に連邦民事救済措置を通して、商標、著作権、特許の保護しており、同様の措置を営業秘密にも行うのは今である。営業秘密の価値と脆弱性を考慮すると、営業秘密をより強固に保護することは重要である。

現在、企業は州法を利用し営業秘密を守っている。この体制は、地域や州内の紛争に対してはうまく働いているように見えるものの、州や国を超えた紛争に対して効果的・効率的なものであるかは証明されていない。Holding 議員の補正案では、不適切な手段で営業秘密を取得した者またはその共謀者が差押えの対象でない限り、差押え命令を発行できないこととなっている。また、この補正案では、米国外で起きた営業秘密の窃盗に関する研究及び報告、そのような窃盗に対処するための法的・行政的措置の提言を義務付けている。

私は本法案及びこの補正案を支持する。本法案は米国の競争力と米国企業にとって重要なものであり、連邦民事救済措置を設立すべきである。

Holding 議員：本法案のマークアップ実施に関し、議長に感謝する。また、Nadler 議員をはじめとする本法案の共同提案者にも感謝の意を述べたい。

ご案内の通り、営業秘密は知的財産として益々重要となっている。営業秘密の価値と重要性が増すにつれ、営業秘密の窃盗に対する関心も大きくなっている。本委員会では、営業秘密の保護が開始した当初は、営業秘密の価値は通常州内にとどめられていたため、州法の下で保護されていたという証言を 6 月に得ている。今日のグローバル経済において、営業秘密は我々ノースカロライナの BBQ ソースともデータ分析アルゴリズムともなり得、これらは世界中の企業において使用されている。経済・供給チェーンがグローバル化し、密接につながることで、営業秘密の窃盗のリスクが増している。法律はこうした窃盗の複雑化に対応する必要がある、本法案は、営業秘密の所有者に対し、秘密保護のより効率良く且つ効果的な手段を与えるものである。

我々は、議長の指揮の下、本法案原案に懸念を示した企業や団体と共に、合意できる文言の策定に多くの時間を費やしてきた。本日、様々な業界を代表する企業や協会などから支援を表明する文書を公式に提出できることは喜ばしい。

<補正案 1 に関する審議・採決>

Goodlatte 議長：本法案に対しては、Holding 議員と Lofgren 議員による補正案 2 件があると理解している。まず、Holding 議員の補正案を審議する。

Holding 議員：本補正案は、法案に対して 3 点の修正を行うものであり、そのうち最初の 2 点はウェブサイト管理者に対する追加の保護措置に関連する。最初の修正点であるが、不適切な手段で営業秘密を取得した者またはその共謀者が差押えの対象でない限り、差押え命令を発行できない点を明確にするように、差押え条項を修正する。これにより、例えば、営業秘密を公開したウェブサイト管理者が、営業秘密が盗まれたことを知っていたとしても、差押えの対象とならない。

次に、第三者により公開されたコンテンツに対するウェブサイト管理者の免責を本法案が制限することはないと認める。知的財産権に係る法律はこの免責の例外となり、現状を維持する。修正の目的は、本法案がその他の連邦法、特に通信品位法（Communications Decency Act）230 条に影響を与えないよう徹底する。通信品位法 230 条では通常、ウェブサイトに対し、他人により作成されたコンテンツから生じる責任を免除している。例えば、記事へのコメントが可能なウェブサイトは、コメントをした者による中傷的な陳述に対する責任を負わない。ただし、同条では知的財産に関する陳述など、例外を規定しており、その中で、本条項は知的財産に係る法律を制限・拡大すると解釈するとしている。ゆえに、同条により、著作物の違法コピーを提供するウェブサイトは免責とならない可能性がある。これらを鑑み、補正案ではその旨を明確にし、現状を維持する。

最後に、米国外での営業秘密の窃盗に関連する研究・報告を義務付け、国外での窃盗に対処する法的・行政的提言を報告書に含むこととする。

本委員会において本補正案を可決することを望む。

Goodlatte 議長：ここで一旦休会し、その後、本補正案の採決及びもう一つの補正案の審議を行うこととする。また、現時点では定足数に足りていないため、他の委員に戻ってくるよう呼びかけてほしい。

（休会）

Goodlatte 議長：それでは審議に戻る。Holding 議員の補正案は、営業秘密保護法を強化し、ウェブサイト管理者へ追加の保護措置を与え、国外での営業秘密の窃盗に係る関連事項を明らかにしている。従って、本補正案を支持する。Lofgren 議員は何か意見があるか。

Lofgren 議員：議長、次の論説と書簡を全会一致で記録して頂きたい。これらは、サンタクララ大学ハイテク法律センターの知財弁護士である Eric Goldman 氏からの論説「議会、新しい連邦営業秘密保護法を検討中。その理由は？（Congress is considering a new federal trade secret law. Why?）」と本法案に関して法学部教授 26 名が署名した書簡である。

Goodlatte 議長：異議なく記録した。

Lofgren 議員：本法案では複数の懸念材料があり、一方的条項（ex-parte provision）に関する補正案を後ほど提案する。Holdings 議員の補正案に関しては、差押え条項を明確にしたことを賞賛す

る。しかし、数日前に我々が懸念していたオンライン海賊行為防止法案（Stop Online Piracy Act : SOPA）に触れておらず、この修正には反対する。

営業秘密の窃盗が非常に重要であることに同意する。営業秘密は公開されていないため確かではないが、シリコンバレーでは、営業秘密の価値総額が特許及び著作権の価値総額を上回る可能性がある。また、営業秘密の窃盗は重大な課題である。

Holdings 議員の補正案では国外での営業秘密の窃盗に関連する研究が含まれていたと記憶している。研究は良いことであると思うが、悪意のある者が海外にいる際の潜在的な救済措置に注意を払ってほしい。営業秘密の窃盗の多くは犯罪活動だけでなく、損害が非常に大きい窃盗に対する救済策を被害者と米国が見つけないことにも関連すると認識している。この修正は本法案を改善するものであり、賛成する。しかし、先ほども述べたように、一方的条項の修正を懸念している。また、追加の救済措置について更なる議論ができないかと思う。

Holding 議員：Lofgren 議員は問題を正しく認識しており、議論は継続可能だと考える。国外での営業秘密の窃盗に関連する研究に関し、研究及びその結果を見るのを楽しみにしている。

Goodlatte 議長：本法案は下院本会議に今週進んでおらず、従って、11月以降まで本会議で審議されることはない可能性がある。つまり、本法案が本会議に進むまでに議論を行う時間が多く残されているということであり、本委員会及び私はそれを楽しみにしている。

Marino 議員：本法案は素晴らしい法案であり、営業秘密の窃盗から企業を守るために必要な措置を正しい方向に講じている。ゆえに私は本法案を共同提案した。しかし、本法案において、国際的な営業秘密の窃盗に関与する犯罪者らに対する策があればよいと考えており、下院本会議に進む前に対処することを望む。

Jeffries 議員：米国の知的財産は、米国の経済と将来にとって非常に重要である。営業秘密は、独特な知的財産形態であり、特許や著作権と異なり、営業秘密が公開されれば、守られることは一生ない。営業秘密には、科学的手法、方程式、計画、コード、機密のビジネス情報などが含まれ、盗まれた営業秘密の総額は年間 3,000 億ドルに上ると推算される。これを容認することはできない。

米国企業の所有する営業秘密の総額は 5 兆ドルに及ぶが、これは州の民法と連邦の刑法を通して保護されるに過ぎない。過去 5 年間に於いて、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation : FBI）が監督した経済スパイ及び営業秘密に係る事例数は 60% 増加した。営業秘密の窃盗は明らかに増加している。

かつては、州レベルでの民法により営業秘密の所有者が十分に保護されていたが、現在ではこれらの民法では不十分である。州法は統一されておらず、州の裁判所手続きは一貫性に欠け、営業秘密の所有者が秘密の窃盗を回避するために迅速な裁判所命令を求めても、この性の欠如により命令が遅延する。また、今日の技術のグローバル化を鑑みると、何百件のファイルをフラッシュドライブに数分間でダウンロードでき、Eメールを利用して瞬く間に世界中に公開でき、営業秘密の流出方法は大きく変化している。

営業秘密の所有者は、秘密の迅速かつ効率よい保護を提供する統一された手続きを求めている。本法案がまさにそうであり、営業秘密の所有者が秘密を守ることができるよう、連邦民事救済措置に関する条項が組み込まれている。また、私と Holding 議員、Nadler 議員、Chabot 議員、Conyer 議員、Coble 議員で、ビジネス・インサイダー紙に著した評論「なぜ営業秘密保護が経済救済に必要なのか（Why protecting our trade secrets is essential to saving the economy）」を全会一致で記録したい。

Goodlatte 議長：異議なく記録した。

Jeffries 議員：Holdings 議員のリーダーシップ、Nadler 議員と本法案のその他の共同提案者を賞賛したい。本法案とこの補正案の支持を求める。

→発声投票により可決された。

<補正案 2 に関する審議・採決>

Lofgren 議員：本補正案は、一方的差押え（*ex-parte seizure*）を規定する条項を削除するものである。統一営業秘密法では現在、資産の一方的差押えを規定しておらず、同法が 47 州及びワシントン D.C にて制定され、これらの地域では一方的差押えに係る条項を規定していないことは注目に値する。

同法は 1979 年に起草され、それ以降この条項を追加する機会が多くあったが、昨年同法を制定したテキサス州でもそのような条項はない。事実、一方的差押えが可能な状況を州が与える救済措置は、連邦裁判所で可能な救済措置である一時的保全命令と同じである。商標と著作権に係る法律が一時的差押えを規定しているのは事実であるが、これらの法律では、何か偽造がないかを確認し、違法コピーの一時的差押えをより実現可能とする登録要件を有している。

数年前に起きた DaJaz1 や Rojadirecta の不適切なドメイン名差押えで我々が目にしたように、これらは全く誤りがないわけではないが、営業秘密の重要な要素は、秘密が保持され、一般または競合相手に知られておらず、容易に確認・逆行分析できないものであることである。従って、一方が証拠を提供したことにより、営業秘密であることを容易に決定できることではないと懸念している。また、営業秘密は幅広い情報を網羅していることも容易に決定できないことに寄与する。ソフトウェアやハードウェアの営業秘密が競合相手に知られているか、容易に確認・逆行分析できないものであるかを、一方の証拠だけで裁判官が判断するのが理に適うとは思わない。

本補正案は、一方的差押えを規定する条項を削除することで、営業秘密保護法を統一営業秘密法とより則したものとする。営業秘密保護法を大きく修正するために急ぐ必要はなく、その時は今ではない。

州法に対する優先は補正案に含まなかったが、それは、カリフォルニア州法における営業秘密に係る価値が大きいためである。最近、本法案の条項、特に一方的差押え条項により、カリフォルニア州法の有効性が損なわれるのではないかと懸念の声が多く聞かれる。また、ベンチャー企業からは、大企業がベンチャー企業を非難するのに条項が利用される可能性への懸念の声があがっている。

現時点で連邦の救済措置を設立する準備が整っているか確信が持てず、州法と則すようにもう少し検討したい。ゆえに、一方的差押え条項を削除する本補正案を提案した。

Goodlatte 議長：私は本補正案に反対する。Lofgren 議員のコメントには感謝するが、本法案において非常に重要な部分を削除する本補正案には反対しなければならない。企業は、自社の営業秘密が盗まれたことを知った場合、盗まれた秘密が米国または国外の競合相手に売られる前の数時間・数日間が重要である。迅速に行動に移せる能力が必要であるのだ。知的財産の他の形態と異なり、営業秘密は秘密であることに価値がある。一旦秘密が売られたり、広まったりしてしまえば、競争優位にはならない。多くの場合、特に正当な企業同士の紛争の場合、営業秘密の漏洩及び証拠の破壊を防止するための迅速な裁判所命令で措置として十分である。しかし、施設に侵入されて営業秘密が盗まれ、国外に持ちだされて売られるという場合には、裁判所の命令状では漏洩を止めることはできない。一方的差押えを規定する条項はこのような状況に対応するために必要である。

本委員会が6月に開催した営業秘密に関する公聴会では、全証言者が慎重に策定された差押え条項が必要であることで合意した。こうした意見を踏まえた上で、法案における文言は、第三者に対する危害を与えず、条項に誤用を避けるように調整されている。また本法案では、ほとんどの極端な場合において、差押え命令を回避する対策だけでなく、過度・不当な差押えを取得した者に対する重大な罰も含まれている。従って、大企業が中小企業やベンチャー企業を不適切に追い回す場合、営業秘密を盗んだ者が裁判所命令を回避する可能性があることを原告が証明できない限り、懲罰的損害賠償を含む措置が含まれる。また原告は、第三者ではなく、営業秘密を盗んだ者から資産を差押えるために命令が下されたことを証明しなければならない。これらの理由から、私は補正案に反対する。

Holding 議員：議長、全米製造業者協会（National Association of Manufacturers）、商工会議所（Chamber of Commerce）、米国情報技術工業議会（Information Industry Association）、米国自動車工業会（Alliance of Automobile Manufacturer）とアドビ社（Adobe）、マイクロン社（Micron）、マイクロソフト社（Microsoft）、ゼネラル・エレクトロリック社（General Electric）、クリー社（Cree）、コーニング社（Corning）、ボーイング社（Boeing）などを含むその他の企業からの支援を表明する書簡を全会一致で記録して頂きたい。また、米国知的財産所有権法協会（American Intellectual Property and Law Association）、雇用とイノベーションのための全国連合（National Alliance for Jobs and Innovation）、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（Business Software Alliance）、米国情報技術工業協議会（Information Technology and Industry Council）、知的財産所有者協会（Intellectual Property Owners Association）からの書簡もある。

Nadler 議員：本補正案に反対する。議長が述べたように、本補正案は本法案の重要な部分を削除している。我々は、盗んだ米国資産を国外に持ち出そうと計画する者の阻止を目的として本法案を策定しており、条項が悪用される可能性は抑えられている。本法案の差押え条項における文言には、多くの保護措置と差押え条項の誤用に対する懲罰的損害賠償を含む重大な罰が含まれている。既に言及された通り、6月の営業秘密に関する公聴会において、慎重に策定されたものということであるが、営業秘密保護法における差押え条項の必要性に全証言者が同意している。もし営業秘密が何者かによって国外に持ち出されてしまう場合、裁判所命令は役立たない。また、その他の知的財産の形態とは異なり、営業秘密が公開されれば、専門的知識は競争優位にはならない。ゆえに、私は差押え、没収を支持する。

本法案は、営業秘密の保護に必要不可欠である、適切な保護と差押え条項の適切な制限を有する。また、本法案の下で差押え命令を取得するのは非常に難しく、そうであるべきである一方、不当で過度の命令を企業が取得した場合には、企業は懲罰的損害賠償や弁護士費用を含む損害を支払う義務がある。これは前例のない条項かもしれないので、絶対に必要な場合にのみ差押えが利用されることを確実にしなければならない。ただし、差押えは営業秘密の窃盗を止めるには必ず必要である。

本法案は、全セクタの大企業だけでなく、雇用とイノベーションのための全国連合に代表される中小企業やその他の団体からの支持を得ている。本法案は、営業秘密の窃盗者が、最も高値をつけた者に売るために企業の最も重要な専門知識を国外に持ち出し、米国の雇用を創出する者が競争上不利な立場に置かれようという際に、役立つものとなる。そして、国外に持ち出されようという際に営業秘密の流出を止めるには、この条項を含める他ない。従って、本補正案に反対する。

Collins 議員：本補正案は本法案の重要な部分を抜き取るものであり、本補正案に反対する。また、Nadler 議員に同意する。条項は適切であり、法案に含まれるべきである。（営業秘密の窃盗は）国内だけでなく、海外でも注目される分野であり、米国での営業秘密に関する理解とその他の地域での理解など、様々な課題があり、ゆえに、Holdings 議員の補正案は素晴らしい。本補正案は適切且つ必要な保護を与えるものではない。従って、本補正案に反対する。

Johnson 議員：連邦営業秘密保護法は既に、経済スパイ法、コンピュータ犯罪取締法（Computer Fraud and Abuse Act）によって律されていることに言及したい。また、これらの連邦救済措置に加えて、州の救済措置がある。営業秘密違反の被害者のための道筋を与える統一営業秘密法は 47 州で採用されており、被害者は管轄区域下の連邦裁判所に行くか、州裁判所で訴えることが可能である。また、州裁判所または連邦裁判所では、訴訟提起において原告が一時的な差止め命令を取得することになるため、本法案において提案されている一方的な差押え命令と同様のプロセスが取られているといえる。ゆえに、なぜ既存のプロセスが機能しているのに、新しいプロセスを必要としているのだろうか。私が本補正案に賛成か反対であるかを審議する際にこの問いに答えられる者がいると有りがたい。

Goodlatte 議長：Holding 議員はこの間に答えられるか。

Holding 議員：本法案では、申立てられた盗まれた営業秘密の差押えを命じる連邦判事の権限を設立する部分が重要である。

Johnson 議員：一時的差止め命令でも同じか。

Holding 議員：現在、連邦裁判所において民事訴訟はない。

Johnson 議員：州裁判所はどうか。

Holding 議員：州裁判所は州によって異なる。

Johnson 議員：統一営業秘密法は 47 州で採用されている。

Holding 議員：それは事実であるが、連邦のプロセス・その及ぶ範囲を利用することで、州ごとに対応する苦勞が軽くなる。

Johnson 議員：なぜ一方的命令が必要なのか。

Holding 議員：（営業秘密の窃盜問題は）米国各地の企業、米国及び国際的な供給ルートを扱う。連邦裁判所及び連邦のプロセスを利用できることで、州裁判所より良い営業秘密の保護が可能と考える。

Goodlatte 議長：問題なのは、ニューヨーク州の判事が一時的差止め命令を下しても、営業秘密の窃盜の被害者がペンシルバニアやカリフォルニアなど他の地域にいるとなった場合、（命令の）適用性はない。ゆえに、州を超えて生じた事例に対処するためには連邦裁判所の関与が必要である。

Lofgren 議員：議長、それは正確ではない。連邦の救済措置が必要かどうかを議論することは可能で、救済措置が必要かもしれない。しかし、法律、規則、及び、議長が述べた例で言えばニュージャージー州の法律が相反する。

Johnson 議員：まだ困惑したままであるが、この件については質問は以上である。

Labrador 議員：本補正案に関しては、**Holding 議員**または議長に質問がある。営業秘密保護法に主要な変更を施す前に、既に 47 州にて同様の法律が採用されている点が懸念である。これらの州では、差押え条項は含まれていない。本日、以前開催した公聴会のことを耳にしたが、その場では、大企業との競合において、この条項がベンチャー企業に与える影響についてベンチャー企業に対して質問を行ったのか。公聴会においては、主要産業の代表者のみが証言者であったのか、または、ベンチャー企業からの証言者がいたのか。

Goodlatte 議長：私の知る限り、ベンチャー企業からの証言者はいなかったが、**Holding 議員**が言及したように、中小企業を代表する団体を含む、多くの組織から支持の書簡を受け取っている。また、懲罰的損害賠償に対する差押え条項の文言は狭義に設定されているため、企業が悪用した場合、中小企業にとって役立つ保護となっている。

Labrador 議員：統一営業秘密法は大半の州で採用されているのにも関わらず、差押え条項を含める州法が全くない理由は何か。また、なぜ連邦レベルでこのような大きな変更をする必要があるのか。

Goodlatte 議長：差押え条項を含める州法は全くないものの、条項を含めようという取組みは長年行われてきたと理解している。47 州が採用し、機能している限り良い法律であるが、州を超えた者がいる場合、問題は悪化する。ゆえに、差押え条項と連邦レベルでの変更が必要である。

Lofgren 議員：**Labrador 議員**の質問に感謝する。私の所に寄せられたベンチャー企業の懸念の声に次のようなものがあつた。別の企業で勤務した経験があり、ベンチャー企業を設立する際に一方的差押えの問題が生じる。もしベンチャー企業において従業員が差押えられれば、その企業は終わってしまう。訴訟を提起し、損害賠償金を受け取ることができたとしても、これらは長期間に亘り、救済される頃には企業がなくなっているという。

Labrador 議員：なぜ、本法案における懲罰的損害賠償の条項は、そのような事例に対処するには不十分であるのか。

Lofgren 議員：複数のベンチャー企業から聞いたのは、少額のベンチャーまたはエンジェル資金を持ち、従業員や製品数が少ない、通常のベンチャー企業が一方的差押えを受けた場合、リソース・製品・名声を持つ大企業とは異なり、救済措置を求める頃には、企業がなくなっているということだ。これがすべての事例に当てはまるとは言えないが、ベンチャー企業からこのような懸念の声が上がっている。

Holding 議員：1万2,000社の中小企業が加盟する全米製造業者協会、同様に多くの中小企業を代表する雇用とイノベーションのための全国連合が本法案を支持している点に言及したい。一方的差押えを規定する条項は重大であり、それゆえに、本法案に一方的差押えを利用するための一連の条件を含めている。これらの条件と同条項の悪用に対する保護を見れば、悪用されることはないことが理解して頂けると思う。

Jeffries 議員：重要且つ適切な議論を切り出した Lofgren 議員に感謝するが、本補正案には反対である。本条項の含意する可能性のある範囲は狭いと認識している。まず、差押え命令が下されるためには証拠保全が必要である。また条項は、第三者でなく、加害者に向けられたものである。更に、既に述べられている通り、一方的差押え条項の悪用時に懲罰的損害賠償が下される。最後に、差押え命令が下されるか否かを最終的に決めるのは、憲法3条裁判官（Article III judge）となる。管財人からすれば、一方的差押えの審議経験を有する憲法3条裁判官が行うのは適切であると考ええる。また、これらの裁判官は一方的差押えを下すに十分な証拠でない限り、差押えの施行に気が進まないと思われる。これらの裁判官は当該分野における経験を有しており、一方的差押えが悪用されるとする理由が見当たらない。従って、Holding 議員による補正案における本条項は適切だと考える。

Goodlatte 議長：Jeffries 議員のコメントに感謝する。私は、統一営業秘密法の下での命令、（本法案の）一方的差押えも、ベンチャー事業に重大な影響を与えるものではない理解している。現法の下では、これらの命令が下された場合、対審手続きが短期間で行われ、判事は両者間における紛争を1週間程度で解決する。

Jeffries 議員：差押えが適切であるかに関し、判事が客観的に判断すると認識している。また、憲法3条裁判官は客観的立場に立った、当該分野の経験を有する者であり、その後すぐに、対審手続きが開始すると理解している。

Lofgren 議員：Jeffries 議員と議長は理に適った議論をしている。ただ私は、ベンチャー企業らの多くが DaJaz1 の差押え事例を認識しており、すぐに審理があるはずであったものの、繰り返し延期されたということを心に留めている。また、DaJaz1 やその他の事例を踏まえると、実際の結果は思っていたものと異なる可能性があるということに懸念を抱いている。

Johnson 議員：本法案が国際的な側面を持つ事例のみに適用されるとは思わない。大企業は当事者の一方だけの出席で行われる審理（ex-parte hearing）に対し裁判所に出廷しており、米国の大企業と中小企業間の事例では状況が異なる。これは正しいか。

Jeffries 議員：正しい。憲法 3 条裁判官が判断を下すこととなるが、私は第一審でその判断が客観的であると確信する正当な理由がある。判例を見ると、これらの裁判官は一方的差押え命令を下すことに気が進まないことが読み取れる。Lofgren 議員が指摘した通り、例外はどんな場合でもあり、例外に焦点を当てれば懸念する理由はある。しかし、一方的差押えの領域において全体を見れば、連邦判事は一方的差押えを下すことには気が進まないと言える。

Goodlatte 議長：司法省による差押えは、本法案に組み込まれた保護を持たないという点を Jeffries 議員と Lofgren 議員に伝える。

それでは本補正案の採決をとる。

⇒発声投票により否決された。

<本法案に関する審議・採決>

⇒発声投票により可決された。

(了)